

■ 申請書・明細書の見直し①

特性は生産地特有の自然的要因又は人的要因からもたらされた結果として、具現化しているもの(品質、伝統、評判等)。このため、品質の優劣は本質的な要素ではない。他方、地域特有の要因と特性の結びつきが矛盾なく説明される必要があるので、「5 特性」と「7 特性が生産地に主として帰せられるものであること」の理由」に対応関係が必要。

7 農林水産物等の特性が主として帰せられるものであること の理由

- 日照時間の長さから、茶葉のカテキンが多く渋みの強い中級茶とされていた。このため、製造方法の試行錯誤を重ね、「深蒸し茶」の製造に成功。発祥の地として認知。

5 農林水産物等の特性

- お茶を入れると濃厚な黄緑色。渋みが少なくまろやかな味わいを持つ

なぜその特性を有した産品が生産地に存在しているのか「ものがたり」が、矛盾なく作文されていることが重要。

- 江戸時代に導入したことに始まり、400年の歴史の中で、梨の栽培に適した排水の良い砂質土と温暖な気候等から栽培地が拡大。

- 梨といえば〇〇と需要者が認識しており、地域団体商標も取得している。シーズンを通じて多品種を用いるが、一貫して高値で取引。
- 地域において梨の花、香りが季節の移り変わりを認識する基準になるなど、生産地において定着。

- 品質による優位性がある必要はない。
- 地域特有の要因との結び付きを有した周知性（需要者の認識、地団）は、社会的評価として認める。

- 夏季は35℃以上、厳寒期は-10℃以下となるなど、寒暖差が大きい。

- 成長速度が一定にならず、根茎が凸凹としたコブが密集する形状。
- 寒さにより、成長速度を遅くなることで、辛み成分が蓄積し、辛みの強いわさびとして評価。

不格好な形状といった、ネガティブな特性であっても、地域からもたらされたものであれば特性になり得る。

- 北アルプスの豊富な湧き水を有している。
- 梨を栽培していた明治初期、地下水の排水のため堀割をつくり、そこにわさびを植えたのが始まり。

- 豊富な伏流水を活用して水栽培する「平地式」と呼ばれる製法が全国で唯一行われている。

※ その製法が、結果的に厳しい気候条件下での生産を可能としている。

地域特有の要因からもたらされた「製法」は、特性になり得る。

■ 申請書・明細書の見直し②

「8 特性が確立したものであること」については、25年要件をベースとしつつ、周知・定着の程度を勘案して当該期間を短縮することができることとした。

25年要件を満たす産品はこれまでどおり、25年の実績があることがわかるよう、発祥年や生産実績について記載。満たさない産品については、これに加え、知名度が高いことや、地域に定着していることがわかるよう、需要者の認識、模倣品の発生状況、地域の郷土料理との繋がり等を記載する。

新基準の記載事項

変更なし

産品の発祥年、生産の開始時期を記載。

その後継続して販売されていることがわかる情報を記載。

25年要件を満たさない場合

国内外で模倣品の発生が確認されている場合にはそれがわかる情報を記載する。

地域団体商標等を取得していれば記載。

全国的なイベントを開催しているならそのことを記載。

輸出に取り組んでいるなら、そのことを記載。

祭事や郷土料理等との繋がりがあれば記載。

生産地内外の需要者の特性に関する認識を記載。

追加記載事項